

果樹園地継承促進事業実施要領

第1 趣旨

果樹園地継承促進事業については、地方創生推進交付金交付要綱、福島県農産振興事業補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）及び福島県農産振興事業事務取扱要領（以下、「事務取扱要領」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところにより適正な実施を図るものとする。

第2 事業の目的

本県の果樹については、高齢化や後継者不足等により、樹園地が減少しており、果樹産地の持続的な発展には、果樹生産の基盤である生産性の高い樹園地を新規就農者や規模拡大志向者へ円滑に継承することが急務である。

このため、果樹産地における将来の果樹生産や園地の利用に係る農業者の意向、品種・樹齢等の園地データを調査し、これらデータ等を踏まえて、円滑な継承のために必要な産地での話し合いや樹園地マップの作成、新たな栽培者を育成・確保するための研修園地の整備・運営等の支援をすることで園地継承の仕組みづくりに資することを目的とする。

第3 事業の内容等

1 県推進事業

取組内容については別表1のとおり。

2 地区推進事業

事業の内容、事業実施主体、補助率については別表2のとおりとし、県は事業実施主体に対し、当該事業に要する経費を補助する。

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は令和4年度から令和6年度とする。

第5 事業の実施の手続き

事業の実施等の手続きについては、以下により行う。

1 県推進事業

(1) 本事業を実施しようとする農林事務所長（以下、「所長」という。）は、所管する農業振興普及部・農業普及所で作成した果樹園地継承促進事業（県推進事業）実施計画概要書（様式第1号）をとりまとめ、別に定める提出期限までに農林水産部長（以下、「部長」という。）に提出する。

(2) 部長は提出のあった果樹園地継承促進事業（県推進事業）実施計画概要書（様式第1号）の内容を検討のうえ、予算の範囲内で農林事務所に予算の配分を行う。

2 地区推進事業

(1) 本事業を実施しようとする事業実施主体は、果樹園地継承促進事業実

施計画書（様式第2号）（以下、「事業実施計画」という。）を作成し、添付書類とともに果樹園地継承促進事業実施計画認定申請書（様式第3号）に添付のうえ所管の所長に申請する。

- (2) 所長は申請された事業実施計画の内容が適当であると認めるときはこれを承認し、事業実施主体に通知するとともに、関係市町村、関係団体に併せて通知する。所長は事業実施計画の承認にあたり、あらかじめ部長と協議を行う。
- (3) 事業実施計画の承認を受けた事業実施主体は、交付要綱で定める所定の手続きを行う。
- (4) 事業実施主体は、事業実施計画の承認を受けた後に、交付要綱別表1に定める軽微な変更以外の変更を行う場合は、第5の2（1）に準じて事業実施計画書（変更）及び計画変更承認申請書（様式第4号）を所長へ提出し、提出を受けた所長は部長と協議の上、適当と認められる場合は承認する。
- (5) 交付要綱第5条に定める軽微な変更該当する場合、事業実施主体は、事業実施計画変更届（様式第5号）を作成し、所長に速やかに提出するものとする。

第6 補助

県は、予算の範囲内において、第5により承認した事業について交付要綱の定めるところにより補助する。

第7 実績報告

1 県推進事業

- (1) 所長は実施した内容について、終了後30日以内または事業実施年度の3月31日のいずれか早い日までに果樹園地継承促進事業（県推進事業）実績報告書（様式第6号）を部長あて提出する。

2 地区推進事業

- (1) 事業実施主体は、事業完了後速やかに果樹園地継承促進事業実績報告書（様式第2号）を作成し、所長へ報告する。
- (2) 所長は事業実施主体から提出された実績報告を保管するとともに、その写しを、報告を受けた翌年度の4月末までに部長あて提出する。

第8 事業の評価

1 県推進事業

第7の1(1)の実績報告書の提出をもって、評価を行うこととする。

2 地区推進事業

- (1) 事業実施主体は、事業実施年度から3年間、事業の成果目標に対する達成度について事業評価報告書（様式第7号）を作成し、事業を実施した年度の翌年度から毎年、4月末までに所長に提出する。

- (2) 所長は、提出された事業評価報告書を取りまとめ、事業を実施した翌年度から毎年、5月末までに部長に提出する。
- (3) 事業実施年度の翌々年度において、実績が成果目標の70%に満たない場合、所長は、事業実施主体に対し必要な改善措置を指導し、改善状況を報告させるものとする。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。